

令和8年熊本地震に係る市税に関する申告、納付等の期限の延長について

横浜市では、次の指定地域に住所等を有する納税義務者の市税に関する申告・納付等の期限のうち、令和8年7月28日以降に到来する期限について、延長しましたのでお知らせします。

指定地域
熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町

1 対象となる納税義務者

上記の指定地域に住所、居所、事務所又は事業所を有する者

例：個人市民税…令和8年1月1日時点で横浜市に在住し、その後指定地域に転居された方

固定資産税…令和8年1月1日時点で横浜市内に土地・家屋を所有し、指定地域に居住している方

※ 国税に関する期限等についても、熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に納税地を有する者に係る期限が延長されています。

2 対象となる期限と延長内容

令和8年7月28日以降に到来する申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）、納付又は納入に関する期限を別途告示で定める日まで延長

3 その他

本措置の詳細については、下記をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/saigai/kumamotoR8/>



お問合せ先		
税制課長	折出	Tel 045-671-2188



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

